

- ・この文書は全家庭の保護者様に配布しております。就学援助を申請されていない方、及び否認定となられた方は、参考としてご覧ください。
- ・就学援助費の支給のお知らせについて、支給日及び支給金額が変わる場合を除いて今後行われませんので、この通知を1年間大切に保管してください。

令和7年6月18日

保護者様

大阪市立旭陽中学校
校長 辰巳 千佳子

就学援助費支給のお知らせ（早期1・2申請認定者）並びに申請のご案内

平素は、本校教育活動にご理解とご協力を賜り、まことにありがとうございます。

さて、令和7年度就学援助制度が認定された保護者の方に、次のとおり就学援助費を支給します。

1 支給予定日及び支給内容について

支給予定日	入学準備補助金 (1年)	生徒費 (全学年)	宿泊行事 (1年)	修学旅行費 (3年)
3月14日（金） 支給済	63,000円	なし	なし	なし
7月3日（木）	63,000円	5月分	なし	実費

※7月3日（木）の入学準備補助金および生徒費については早期2認定者のみの支給となります。

※生徒費の支給額については、学校徴収金の月別徴収金額が就学援助費の支給額となります。

詳細は、令和7年4月25日配布の「令和7（2025）年度 学校徴収金の納入について（保存版）」をご覧ください。また、医療券については本校保健室へご連絡ください。

※生活保護を受けている方は、修学旅行費（3年）のみ支給します。

※早期1認定者の方は今年度の支給予定はありません。

2 支給方法について

(1) 口座振込を希望した方

上記支給予定日に、申請時に希望された口座へ振り込みます。

(2) 現金支給を希望した方

上記支給予定日に、事務室にてお渡しします。別途お手紙をお渡しします。

3 学校徴収金の取扱いについて

(1) 生徒費は、就学援助費から充当されるため、徴収をいたしません。ただし、次年度実施予定行事の積立金（1年・2年）及びPTA会費については、就学援助の対象ではありません。徴収日程に合わせて、口座振替または事務室への現金持参にてご納入ください。

(2) 学校徴収金に未納がある場合は、未納分を差し引いた金額を支給します。

4 未申請の方などへのご案内

(1) 申請予定で未申請の保護者様へ

4月1日認定の就学援助の申請の締め切りが近づいてまいりました。

就学援助を希望される方でまだ申請されていない方は、必要な証明書類を添付し、6月30日（月）までに事務室へ申請をよろしくお願ひします。証明書類が間に合わない場合は、先に申請書のみ提出していただき、後で証明書類を提出してください。

※7月1日以降も申請できます。ただし、認定日は申請日以降になりますので速やかに提出してください。

【援助を受けられる所得基準額（⑫所得審査の場合）】

世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人	7人
住宅形態	借家等	228万円	267万円	323万円	359万円	404万円
	持家	163万円	202万円	259万円	294万円	339万円

（「令和7年度 就学援助制度について」より抜粋）

援助を受けられる目安額は上記表のとおりです。認否審査は教育委員会が行います。詳しくは、4月に配布済みの、「令和7年度（2025年度）就学援助制度のお知らせ」をご覧ください。申請書を紛失された場合は、事務室までご連絡ください。

◆ひとり親家庭の場合は、別途証明書類が必要です。「令和7年度（2025）就学援助制度のお知らせ」P.3の「ひとり親家庭の確認」をご確認のうえ、記載の証明書類を提出してください。

(2) 年度途中に家庭環境の変化が出た場合

年度途中に下記のような事情に該当した場合は、随時の申請が可能です。学校までご相談ください。

- ア 主たる生計維持者が自己都合によらない失業（解雇・倒産・廃業など）により前年に比べて収入が減少した。
- イ 生計維持者の傷病・死亡及び失踪等により、前年に比べて収入が減少した。
- ウ 高額のお支払い債務があり、経済的に困っている
(対象となる債務)
 - ・保証債務、賠償金など
 - ・任意整理、特定調停、個人再生、自己破産による債務（借金）の整理
 - ・給料の差押えを受けている（税金や公の負担金によるものを除く）

なお、申請済みの方へは「受領書」をお渡ししています。申請済みにもかかわらず、お手元に「受領書」がない場合は未申請となっている可能性がありますので、学校へご連絡ください。

お問い合わせ先：大阪市立旭陽中学校 事務室 06-6951-5531